

日 薬 発 第 255 号
平成 26 年 11 月 20 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会 長 山本 信夫

「医療等 ID に係る法制度整備等に関する三師会声明」について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会並びに日本医師会、日本歯科医師会の三師会は、昨日、「医療等 ID に係る法制度整備等に関する三師会声明」について、三師会合同記者会見を開催し、別添のとおり、見解を公表いたしました。

取り急ぎお知らせいたしますので、よろしくお取りはからい下さいますようお願い申し上げます。

<別添>

医療等 ID に係る法制度整備等に関する三師会声明

平成 26 年 11 月 19 日

公益社団法人日本医師会 会長 横倉 義武

公益社団法人日本歯科医師会 会長 大久保 満男

公益社団法人日本薬剤師会 会長 山本 信夫

医療等 ID に係る法制度整備等に関する三師会声明

平成 26 年 11 月 19 日

公益社団法人日本医師会 会長 横倉 義武
公益社団法人日本歯科医師会 会長 大久保 満男
公益社団法人日本薬剤師会 会長 山本 信夫

医療に係る個人情報の保護については、平成 15 年 5 月の個人情報保護法制定時に、「高いレベルの個人情報の保護が求められている分野について、個別法を早急に検討すること」とした衆参両院による付帯決議がなされた。

しかし、その後 10 年以上が経過するも、医療分野における個人情報保護の個別法は策定されず、医師・看護師等が医療情報を含む患者の秘密情報を漏示した場合には、刑法や保助看法により罰することも可能であるが、例えば、ICT 事業者勤務者が故意に患者の病歴やカルテ・レセプトなどを漏示しても、秘密を漏示したこと自体では一切罰せられないという状況が続いている。

このような状況のなか、厚労省では、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」がとりまとめに向けて動き出した。また、内閣府においては、平成 27 年 10 月の社会保障・税番号制度（以下、マイナンバー制度）の開始に備え、次期通常国会において、個人情報保護法（全体法）の改正を行うとされている。

上記の動きを踏まえ、国民の医療、尊厳を守る立場から、現在検討されている医療等分野で必要とされる番号に関連した法制度、その他関係制度のあり方等について、三師会において意見統一を行った。合意した内容は以下のとおりである。

1. マイナンバーとは異なる医療等 ID の必要性

医療情報は公益上の理由から集積し活用される必要もあり、その際に個人を識別する番号は必要となる。また、複数の施設、多職種の人員が関わる地域医療・介護連携などでも共通の患者番号があればより効率的になることは間違いない。

こうしたことから、機微性の高い医療情報を扱う番号には、他の分野とリンクしない医療等分野専用の番号（医療等 ID）が必要と考える。

機微な医療情報を管理する番号がマイナンバー制度の個人番号のように悉皆性を持ち唯一無二であると、過去から現在治療中の病気、死後にいたるまで紐付けできるということになる。場合によっては、一貫した記録として取り出せることになり、デジタルデータとして漏洩してしまった場合取り返しのつかないことになると容易に予測できる。

一生涯の病歴の中には、「誰かが」見ることのできる可能性がわずかでもある限り、記録に残したくないものもある。これまでは医療機関の内部や、異動先の保険者に、病歴が分散して一定期間保持されるだけであった。悉皆性、唯一無二性の番号により、特に信頼する医師以外には教えたくない自身の全病歴が、もれなく名寄せされてしまう可能性について、拒否の意を示す世論が今後沸き起こることは想像に難くない。

そのため医療等 ID には、悉皆性、唯一無二性を原則とせず、国民が必要とした場合に、「忘れられる権利」、「病歴の消去」、「管理番号の変更」、「複数管理番号の使い分け」等が担保されるよう議論が必要である。

平成 26 年 6 月の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、機微情報について“社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報”と定めており、「医療」はこの中に入っていない。さらに、医療等分野では「差別」のみが問題ではなく、単に誰にも知られたくない、思い出したくない情報があることを勘案し、その定義を拡げるべきである。

2. 医療情報そのものを保護対象とした法整備が必要

医療従事者には、いわゆる守秘義務（秘密漏示罪）が科され、その違反者に対しては、懲役や罰金という厳しい罰則が適用される。これは、現在の個人情報保護法で定める事業者に対する行政処分による罰則とは大きく異なる厳しい罰則である。一方、ICT 化の進展に伴い、このような厳しい罰則の適用のない人間が医療従事者と同じ医療情報を取り扱うことが可能となってきた。このことは、取り扱う者によって罰則の有無、程度が異なることを意味し、明らかに矛盾がある。

医療情報そのものを保護対象とし、同じ医療情報を取り扱う限り、それに触れる者全般に対して有効な罰則を含めた法整備が必要であり、今般予定されている個人情報保護法改正案に医療情報に関する特例を規定すべきである。

対象とする医療情報の定めに関しては政令や省令で動的に指定できるようにしておき、医療情報の取り扱い範囲の広がりや時代情勢に合わせた対応が可能な体系としておく必要がある。更に、その違反者への罰則は、医療従事者に科せられる守秘義務違反と同等以上の厳しい罰則である必要もある。

また、一旦漏洩した個人の機微情報は大抵が回収不可能である。このため、前述の「番号の変更」等も国民の被害救済のために担保しておく必要があると考える。

3．医療情報の二次利用・突合は厳しく制限すべきである

医療情報は、身体の特徴をよく表すことがあり、他の情報と照合することで個人が特定される可能性を否定できない。したがって医療等の機微情報が、消費行動の履歴やポイント等のプライバシーと同じ法的な枠組みの取扱いで済むとは考えられず、二次利用は厳しく制限し、突合は原則禁止とすべきである。さらに、医療情報連携で情報をやり取りする場合も含めて、二次利用の際の個人への説明と承諾は可能な限り行わなければならない。

4．個人番号を医療の現場で利用すべきではない

現状、マイナンバー制度における個人番号カードの券面には、「個人番号」を記載するとされている。

法で「個人番号」の安易な利用は禁止されているが、そこに目に見える番号がある限り、内部管理等での利用を確実に阻止することは難しいと考える。現状においても、健康保険証や自動車免許証の番号等が、携帯電話販売店やレンタルビデオ店で記録されている（実際に自動車免許証等のコピーを取って保存することも珍しいことではない）。さらに、個人番号を社員の人事管理に利用したい等の要望も散見される等、個人番号を民間活用しようと法改正を望む向きもある。民間活用が可能となれば、マイナンバー制度のシステム外の各所で、名寄せを行いやすいデータベースが構築されることが考えられる。

このような状況の中、医療の現場で個人番号カードを利用する環境を安易に構築することは、医療等の情報と個人番号が結びつく危険性が高くなると言わざるをえない。個人の医療情報は、多くの企業にとってマーケティング価値の高い情報である。単に受診した診療科が明らかになるだけでも、十分に価値がある情報である。またなにより、社会的地位を脅かしかねない情報でもある。

このため医療等の分野では、医療等の情報と個人番号が結びつく危険性をでき

るだけ小さくするため、前述の医療等 ID を用意する必要がある。

5 . 個人番号カードへの健康保険証（被保険者証）機能の取込には反対

三師会は、個人番号カードを被保険者証として利用する案を容認できない。特に個人番号カードの券面に被保険者証の記号・番号等を何らかの形であっても記載することは容認出来ない。

なぜなら、4 .でも述べたとおり、券面に個別番号が記載されているカードを医療の現場で使うことは、患者の病歴という極めてプライバシー性の高い情報が個人番号と紐付く危険性が高くなるためである。他人には知られたくない病歴や、差別されかねない病歴が、個人番号と紐付けられる可能性が高くなり、極めて危険である。

また、個人番号カードの券面に被保険者証の記号・番号等が記載された場合、医療機関等での窓口確認の際に、個人番号が医療関係者以外の第三者により窺視される可能性を否定出来ない。

以上から、個人番号カードに被保険者証機能を付加することは、患者のプライバシー保護や安心の観点、また、カードの保全などの観点から反対である。

6 . 死者や遺族の尊厳について

現在の個人情報保護法では、死者に関する情報を対象としていない。三師会としては、死者や遺族の尊厳について、今般の個人情報保護法等改正で考慮するよう要請する。公益に資する研究であっても生者に近い条件で取り扱うべきと考える。遺伝的疾患等に関する情報からその子孫が人権侵害や差別の対象となる可能性がある。

7 . 遺伝子情報の集積・利用について

すでに医療分野ではない異業種の企業が、新規ビジネスとして遺伝子情報の収集・解析に取組みは始めている。前述の死者や遺族の尊厳と同じく、遺伝子情報についても集積や二次利用について制限を加える形での個人情報保護法の改正を要請する。

8 . 救命活動等について

医療情報の取扱を厳格化しても、医療等の現場では、患者が意思表示を明確に示すことが困難である場合も多いため、人の身体、生命の保護のための善意に

基づいて行われた行動に対しては免責等も考慮すべきである。例えば、救命活動等の際、本人の同意がなくとも医療等 ID を用いた的確な情報が、関係機関を通じて迅速に得られることが望ましい。医療現場で治療のための行為を萎縮させてはならない。

9 . 医療分野には「個人情報を守る立場」の監視機関が必要

前述の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、消費者等も参画した民間団体が各業界による運用ルールを定め、利活用を進める立場の第三者機関が、認定に関与して実効性を確保する、とされた。

ここまで述べてきた医療情報の機微性を鑑み、医療分野等の情報の取扱いにおいては個人情報を守るという立場での、プライバシーコミッショナーの役割を担う特別な機関が必要と考える。

例としてフランスでは、CNIL (Commission nationale de l'informatique et des libertes : 情報処理及び自由に関する全国委員会)という組織があり、個人情報の利用に関する勧告や監査を実施する権利を有し、国が二次利用するときも例外とはせず、二次利用について届出の審査や許可、違反是正等の役割を担っている。

前述の「(医療等で用いる) 番号の変更」等もこういった組織で取り扱うのが国民の安心と利便性のために重要と考える。

10 . 医療従事者や保険医療機関等のプライバシーについて

保険医療機関が保険者に対して発する請求書としてレセプトがあり、そこには保険医・保険薬剤師の行った医療情報が記載されている。「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく昨今のレセプト情報の利用や、それ以外に認められた二次利用は、公益目的の為に供しているものと認識している。今般の個人情報保護法の改正においては、医師・歯科医師・薬剤師ならびに保険医療機関等のプライバシーについても考慮すべきである。

以上、医療等 ID に関する法制度整備に当たっての、国民の「安心」や「人権を守る」を第一義と考えた意見を述べた。医療を含めた番号制度については、国民世論によって一度頓挫し、制度を作り直した先進国が散見される。番号制度としては先進国の中では遅れている状況であるが、その分、各国での事例を参考に優れた制度となるように進めるべきと考える。